

教務関係規程（抜粋）

山梨県立都留高等学校定時制

1. 試験・評価・評定に関する規程

（1）定期試験

- ・定期試験は年間5回。
- ・各定期試験とも、実施1週間前に期日・時間割を予告。
- ・試験開始後15分遅刻した者は、試験は受けられない。
- ・不正行為は、全科目0点。（普段点はある）

※正当な理由（忌引き、病欠）の場合は追試験有り。

（2）評価・評定（R4年度入学生～）

①学習評価については、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、及び「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づき行う。

②評価の割合は、「知識・技能」を40%、「思考力・判断力・表現力」を40%、「主体的に学習に取り組む態度」を20%とする。

③各観点においても評価を行い、その評価はA（十分満足できる）、B（満足できる）、又はC（努力を要する）とする。Aは80%以上の達成度、Bは80%未満～30%以上の達成度、Cは30%未満の達成度とする。

・学年末の学習成績の評価は、学習成績の評価の平均とする。

・評定は、5段階評価を年度末に以下の基準で行う。

学年末評価	0～29	30～44	45～64	65～79	80～100
評定	1	2	3	4	5

※評定が1の場合は、追認試験有り

2. 単位の履修・修得及び卒業に関する規程

（1）単位の履修（評価される条件）

・教科・科目、総合的な探究の時間、LHRは欠課時数が法定時数の1/4以下で、授業態度または参加態度が良好な場合。

・特別教育活動（学校行事）は、欠課時数が実施実時数の1/4以下で、参加態度が良好な場合。

※欠課時数が法定時数の1/3以下で、かつ正当な理由（長期入院等）がある場合は補充授業有り。

・単位数とは、週に実施される授業の時間数（コマ数）。

・法定時数とは1単位35時間。

・欠課時数

1単位では、9時間

2単位では、18時間

3単位では、27時間

を休むと履修が認められない。

（2）単位の修得（評定が2～5）

・教科・科目は、履修が認定され、かつ評定が2以上の場合。

・総合的な探究は、履修が認定され、その成果が満足できると認められた場合。

（3）卒業の条件

・本校での1年以上の在籍を含め、高等学校に3年以上在籍していること。

・必修教科・科目及び総合的な探究の単位の履修が認定されていること。